

配偶者からの暴力被害の現状

現行【第2次計画】

(1) 被害の状況

内閣府が平成17年に行った「男女間における暴力に関する調査」(平成18年4月公表)によると、今までに配偶者からの暴力の被害に遭ったことのある女性は図1のとおり約33%であり、配偶者のいる女性の3人にひとりが何らかの被害に遭っていることとなります。
これを平成14年に調査した結果と比較すると図1のとおり約14%増加しています。

また、これを5年以内に被害に遭ったことのある人に限っても図2のとおり14.1%の女性が何らかの被害に遭っていると回答しています。
交際相手からの被害については、図3のとおり、10代・20代で交際相手がいたことのある人のうち、身体的暴行だけでも8.7%の女性が被害を受けたことがあると回答しています。

図1 配偶者からの被害経験(いままで) (配偶者がいたことのある人のうち)

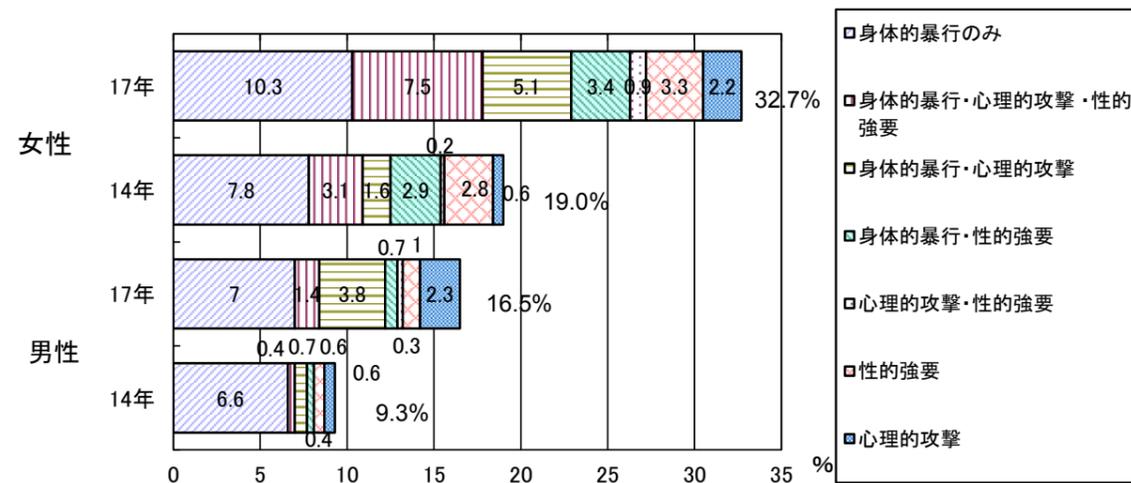
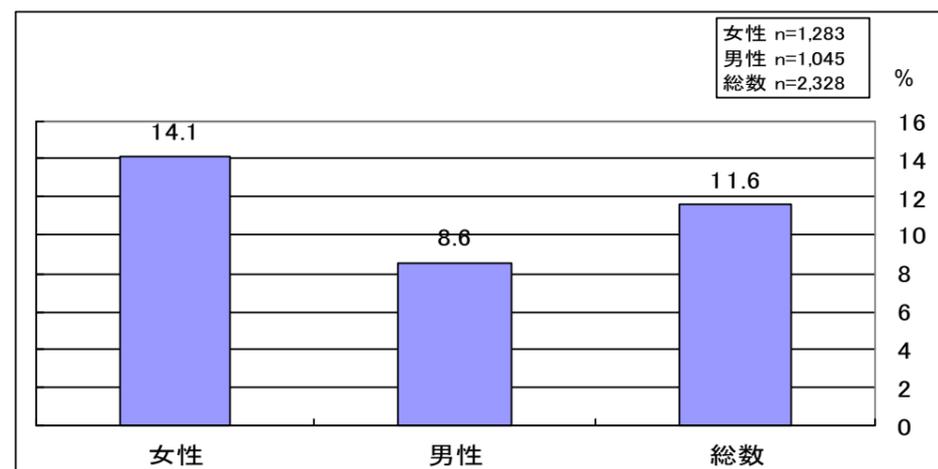


図2 配偶者からの被害経験(過去5年以内) (配偶者がいたことのある人のうち)



改正【第3次計画】案

摘要

(1) 被害の状況

内閣府が平成23年に行った「男女間における暴力に関する調査」(平成24年4月公表)によると、今までに配偶者からの暴力の被害に遭ったことのある女性は図1のとおり約33%であり、配偶者のいる女性の3人にひとりが何らかの被害に遭っていることとなり、平成20年に調査した結果とほぼ横ばい状況となっています。

一方、男性の被害者は、平成20年と比較して0.5%増加しており、徐々に増加する傾向にあります。
また、これを5年以内に被害に遭ったことのある人に限っても図2のとおり12.0%の女性が何らかの被害に遭っていると回答しています。
交際相手からの被害については、図3のとおり、10代・20代で交際相手がいたことのある人のうち、身体的暴行だけでも8.3%の女性が被害を受けたことがあると回答しています。

図1 配偶者からの被害経験(いままで) (配偶者がいたことのある人のうち)

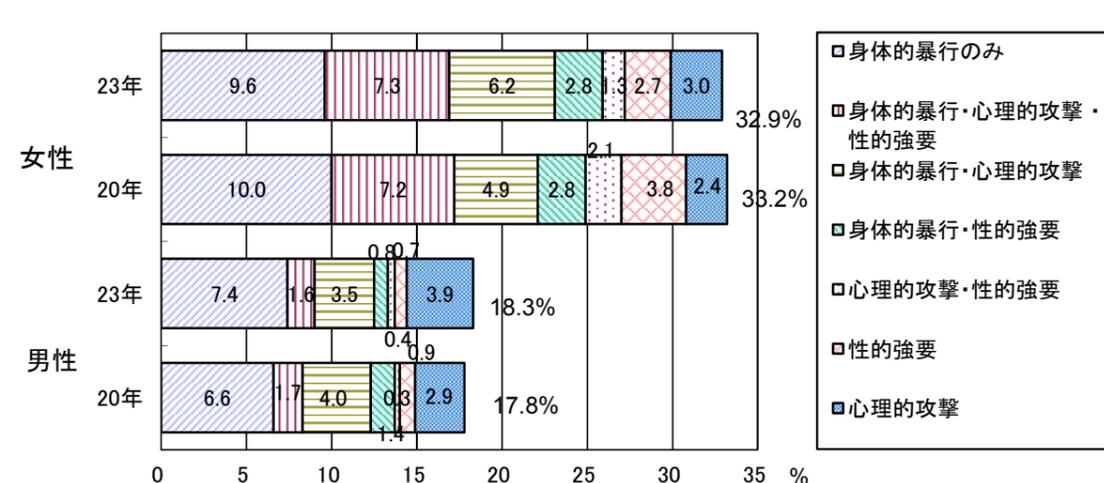
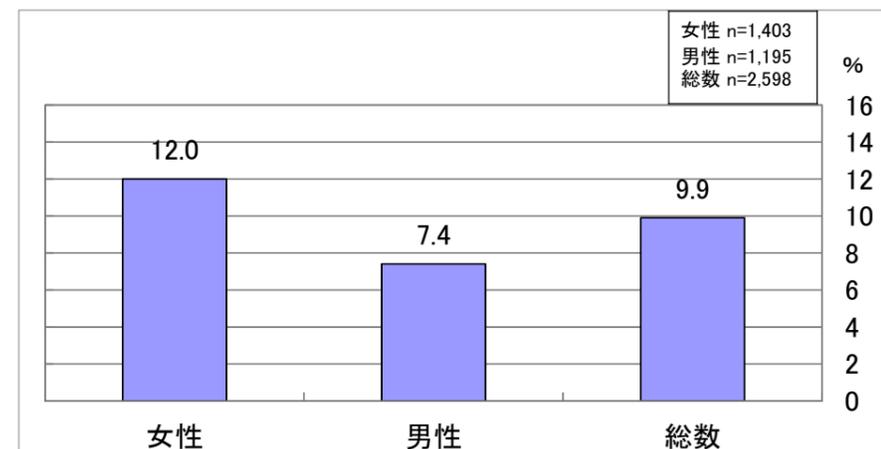
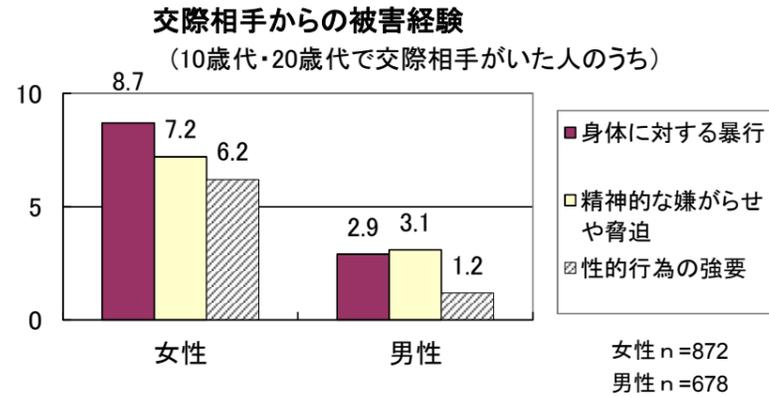


図2 配偶者からの被害経験(過去5年以内) (配偶者がいたことのある人のうち)



現行【第2次計画】

図3 交際相手からの被害経験（10歳代・20歳代で交際相手がいた人のうち）



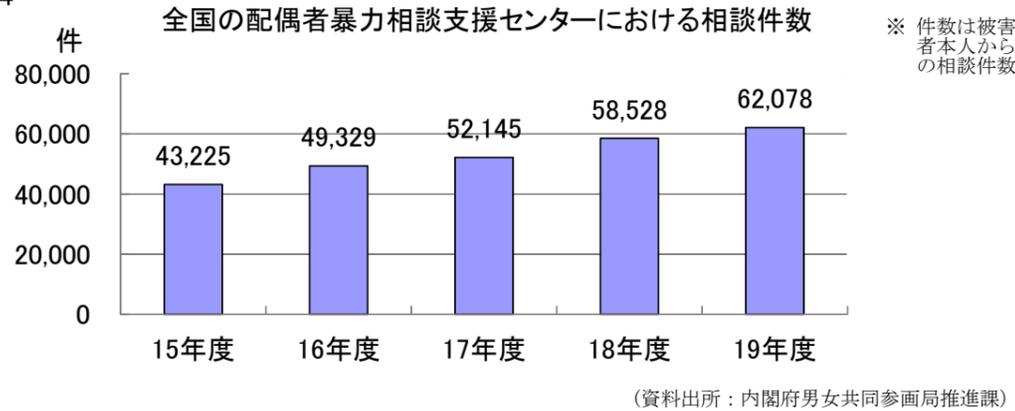
(2) 相談等の状況

① 全国の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターの施設数は、平成20年4月現在で、180ヶ所となっています。（うち市町村の支援センターは9ヶ所）

全国の相談件数は図4のとおり、平成19年度は62,078件で前年度に比べ約6%増加しています。

図4



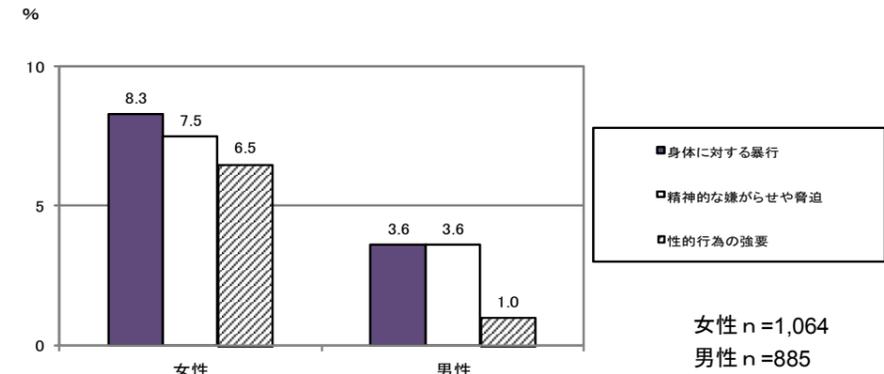
全国の警察における平成19年の対応件数は、図5のとおり、20,992件で前年に比べ約15%増加しています。

図5



改正【第3次計画】案

図3 交際相手からの被害経験（10歳代・20歳代で交際相手がいた人のうち）



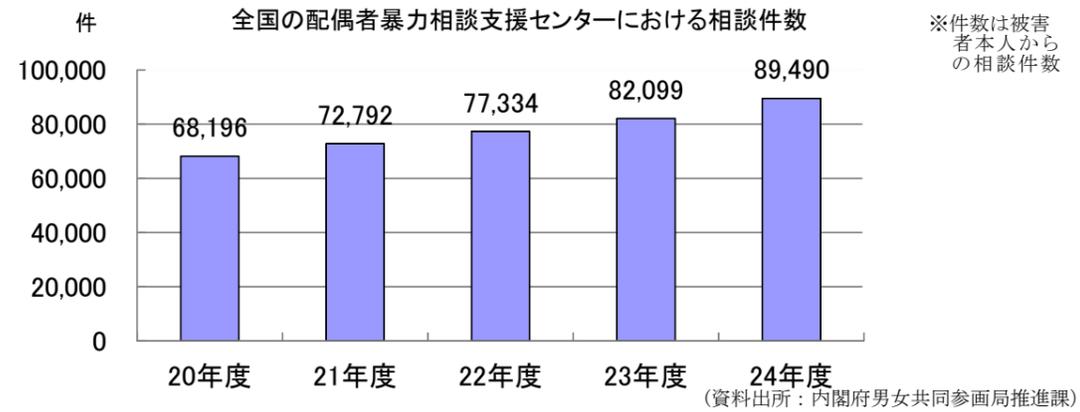
(2) 相談等の状況

① 全国の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターの施設数は、平成25年7月現在で、232ヶ所となっており、平成20年4月現在に比べ52ヶ所増加しました（うち市町村の支援センターは59ヶ所で、5.0ヶ所の増加）。

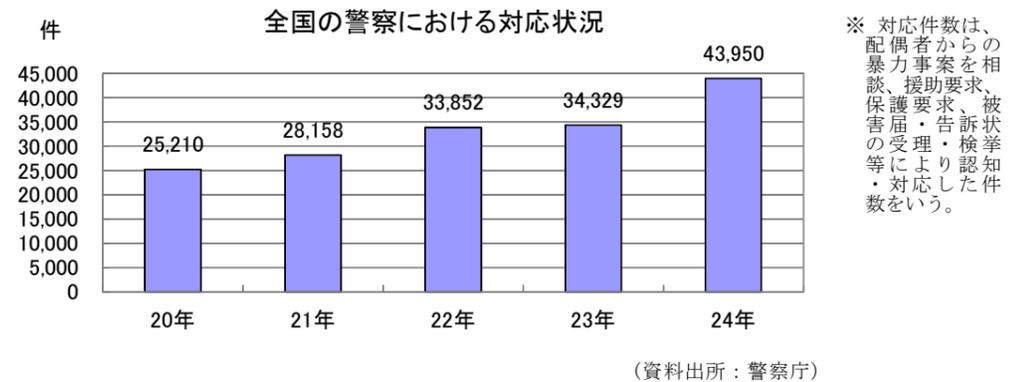
全国の相談件数は図4のとおり、平成24年度は89,490件で前年度に比べ9%増加しており、5年前の平成19年度に比べると、27,412件、44%増加しています。

図4



全国の警察における平成24年の対応件数は、図5のとおり、43,950件で前年に比べ28.0%増加しています。

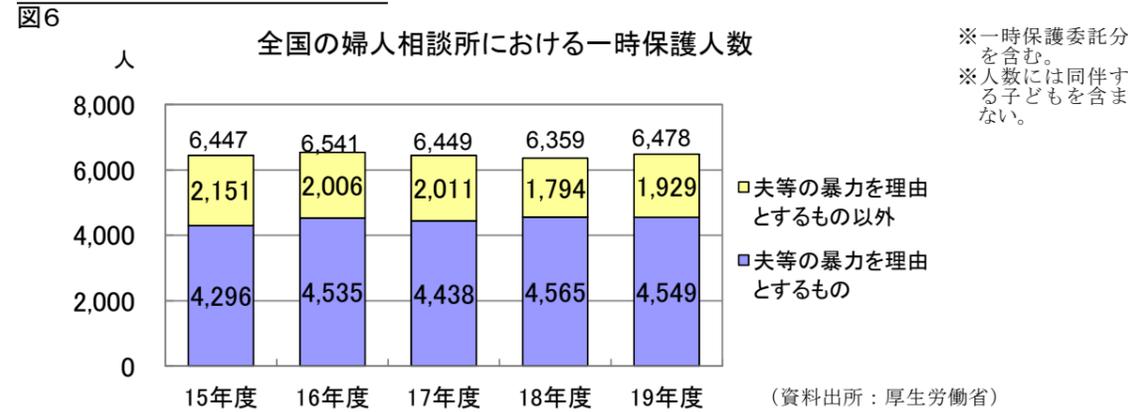
図5



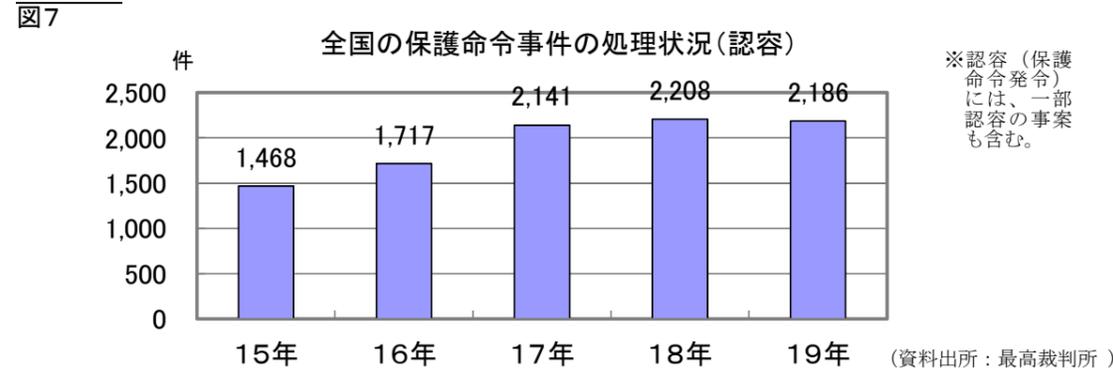
摘要

現行【第2次計画】

全国の婦人相談所における一時保護人数は、図6のとおり、夫等の暴力を理由とするものは前年より16人減少しています。



全国の保護命令事件の処理件数については、図7のとおり、平成19年は2,186件で、前年よりも22件減少しています。



全国の配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行の合計）のうち、夫による暴力事件の検挙件数は、表1のとおり、平成17年以降急増しています。

平成19年は2,232件で、前年より7.2%増えています。特に暴行の件数が増えています。

表1 全国の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

(注：内縁関係にある者を含む。)(件)

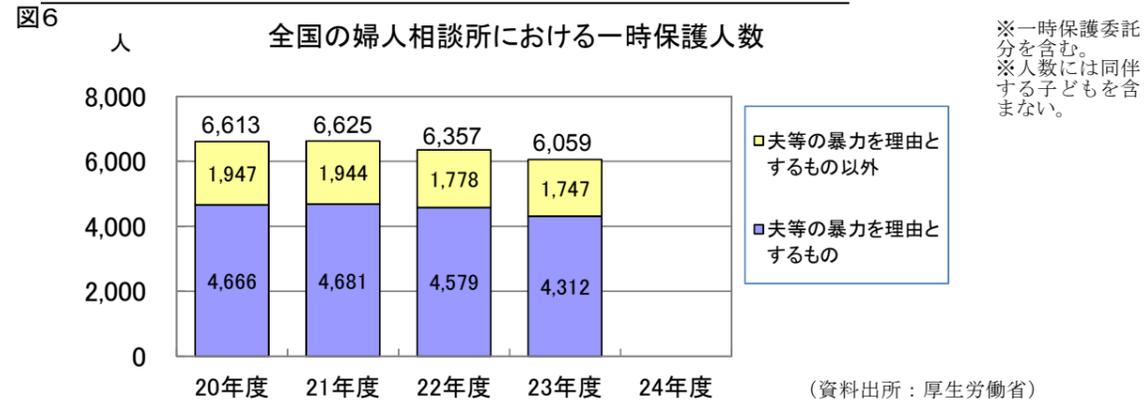
区分	年次	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
殺人	うち配偶者	1,222	1,098	1,219	1,157	1,238	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052
	うち夫によるもの	189	170	197	191	197	215	206	218	179	192
傷害	うち配偶者	15,840	15,589	21,616	22,348	23,199	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589
	うち夫によるもの	295	403	888	1,097	1,250	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346
うち傷害致死	うち配偶者	176	191	168	191	180	173	135	138	139	104
	うち夫によるもの	13	19	17	14	18	18	14	20	15	10
暴行	うち配偶者	5,016	4,730	7,151	7,740	8,223	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203
	うち夫によるもの	35	36	127	156	219	234	290	379	707	933
合計	うち配偶者	22,078	21,417	29,986	31,245	32,660	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844
	うち夫によるもの	519	609	1,212	1,444	1,666	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471

※配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

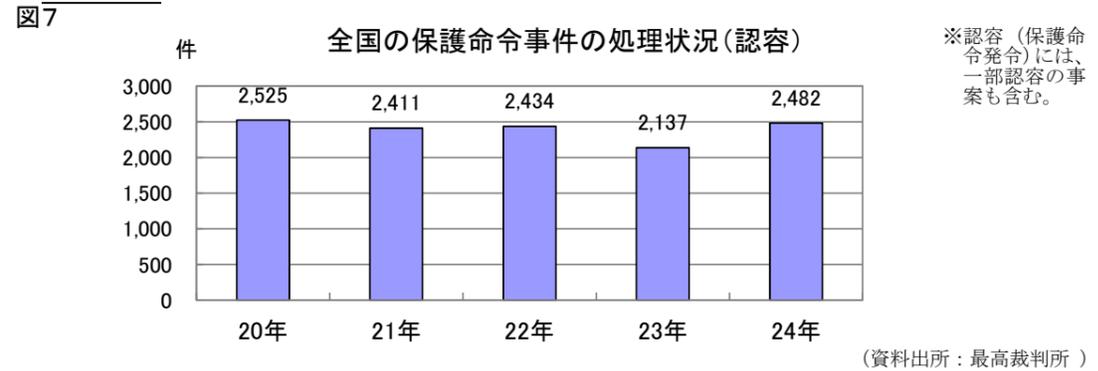
(資料出所：警察庁)

改正【第3次計画】案

全国の婦人相談所における一時保護人数は、図6のとおり、近年、減少の傾向にありますが、依然として4,000人以上が夫等の暴力により一時保護されています。



全国の保護命令事件の処理件数については、図7のとおり、平成24年は2,482件で、前年よりも345件増加しています。



全国の配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行の合計）のうち、夫による暴力事件の検挙件数は、表1のとおり、平成17年以降急増しています。

平成24年は4,149件で、前年より47%増え、特に暴行の件数が増えています。

表1 全国の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

(注：内縁関係にある者を含む。)(件)

区分	年次	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
殺人	うち配偶者	1,258	1,224	1,224	1,155	1,052	1,120	971	944	941	884
	うち夫によるもの	215	206	218	179	192	200	152	184	158	153
傷害	うち配偶者	23,222	22,716	22,962	22,921	21,589	19,724	18,991	19,093	18,591	20,590
	うち夫によるもの	1,269	1,198	1,342	1,353	1,346	1,339	1,282	1,523	1,415	2,183
うち傷害致死	うち配偶者	173	135	138	139	104	129	112	110	118	102
	うち夫によるもの	18	14	20	15	10	15	15	11	9	15
暴行	うち配偶者	9,341	10,525	13,519	19,175	21,203	21,660	21,006	21,529	21,541	23,167
	うち夫によるもの	234	290	379	707	933	1,045	1,082	1,452	1,518	2,121
合計	うち配偶者	33,821	34,465	37,705	43,251	43,844	42,504	40,968	41,566	41,073	44,641
	うち夫によるもの	1,718	1,694	1,939	2,239	2,471	2,584	2,516	3,159	3,091	4,457

※配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれる。

(資料出所：警察庁)

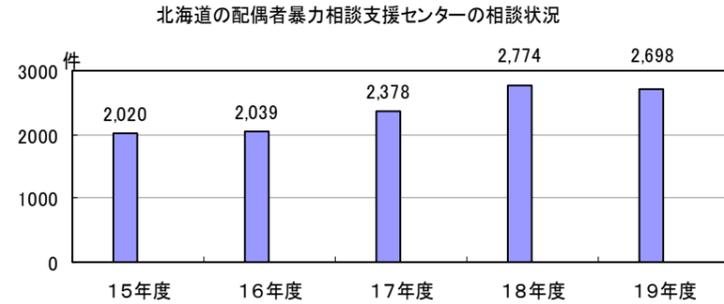
現行【第2次計画】

② 北海道の状況

a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターは18ヶ所あり、寄せられた相談件数は、図8のとおり、平成19年度は2,698件と前年度に比べ2.7%減少していますが、依然として高い状況で推移しています。

図8



(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

表2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理状況（平成19年度実績）（単位：件）

区分	札幌市	石狩支庁	渡島支庁	檜山支庁	後志支庁	空知支庁	上川支庁	留萌支庁	宗谷支庁	網走支庁	胆振支庁	日高支庁	十勝支庁	釧路支庁	根室支庁	道外	不明	総数
相談件数	1,398	112	168	4	67	107	150	8	22	60	164	26	150	71	17	55	119	2,698
(%)	(51.8)	(4.2)	(6.2)	(0.1)	(2.5)	(4.0)	(5.6)	(0.3)	(0.8)	(2.2)	(6.1)	(1.0)	(5.6)	(2.6)	(0.6)	(2.0)	(4.4)	(100.0)

※ 各支庁の配偶者暴力相談支援センターで受理した相談は、相談者の現住所にかかわらず、各支庁に計上した。

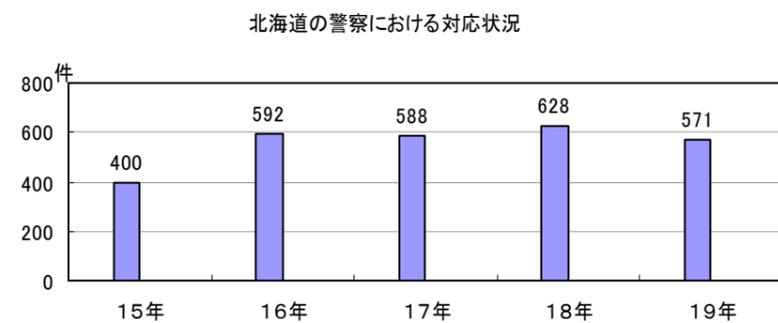
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、北海道警察(図9)と婦人相談員を設置している市(図12)において前年度と比較して減少し、法務局(図11)は増加しています。

なお、民間シェルター(図10)の相談件数については、今年度からカウント方法を内閣府の調査内容にあわせたことから、前年度と直接比較ができない状況です。

法の施行により、配偶者からの暴力への認識の高まりや配偶者暴力相談支援センターなどの様々な相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化していることなどにより、依然として相談件数は高い状態にあります。

図9



※対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

(資料出所：北海道警察本部)

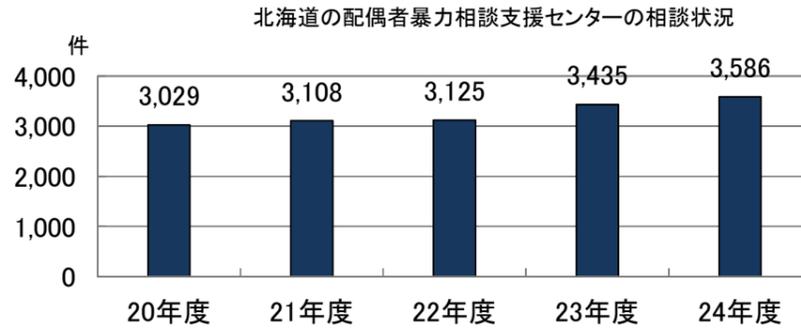
改正【第3次計画】案

② 北海道の状況

a 相談

道内の配偶者暴力相談支援センターは19ヶ所(平成24年度末)あり、寄せられた相談件数は、図8のとおり、平成24年度は3,586件と前年度に比べ4.4%増加しており、年々増加傾向で推移しています。

図8



(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

表2 配偶者からの暴力被害者の地域別相談受理状況（平成24年度実績）（単位：件）

区分	札幌市	空知総合振興局	石狩総合振興局	後志総合振興局	胆振総合振興局	日高総合振興局	渡島総合振興局	檜山総合振興局	上川総合振興局	留萌総合振興局	宗谷総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室総合振興局	道外	不明	総数	
相談件数	2,003	110	192	48	182	31	228	10	194	19	8	48	147	105	22	36	203	3,586
(%)	(55.9)	(3.1)	(5.4)	(1.3)	(5.1)	(0.9)	(6.4)	(0.3)	(5.4)	(0.5)	(0.2)	(1.3)	(4.1)	(2.9)	(0.6)	(1.0)	(5.7)	(100.0)

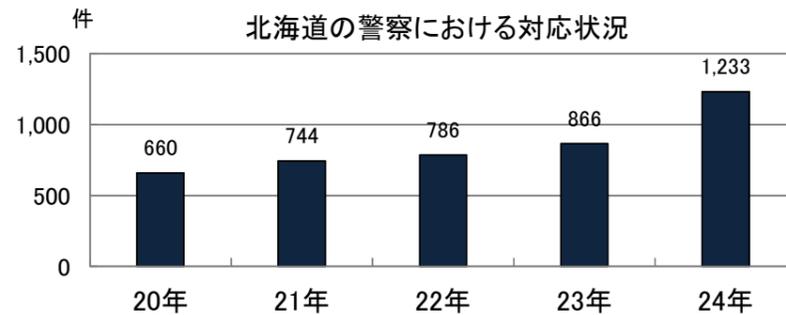
※ 各(総合)振興局及び旭川市の配偶者暴力相談支援センターで受理した相談は、相談者の現住所にかかわらず、各局に計上した。

(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、婦人相談員を設置している市(図12)において前年度と比較して減少しましたが、北海道警察(図9)、民間シェルター(図10)及び法務局(図11)への相談は増加しています。

配偶者からの暴力への認識の高まりや配偶者暴力相談支援センターなどの様々な相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化していることなどにより、全体的な相談件数は依然として高い状態にあり、年々増加しています。(図13参照)。

図9

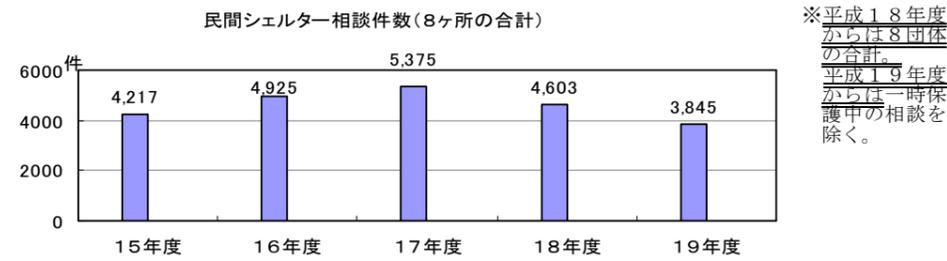


※対応件数は、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理した件数をいう。

(資料出所：北海道警察本部)

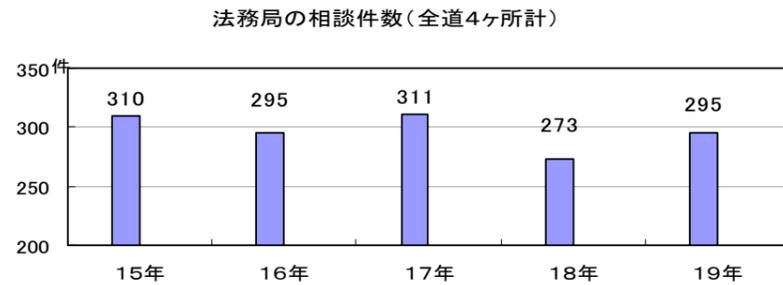
現行【第2次計画】

図10



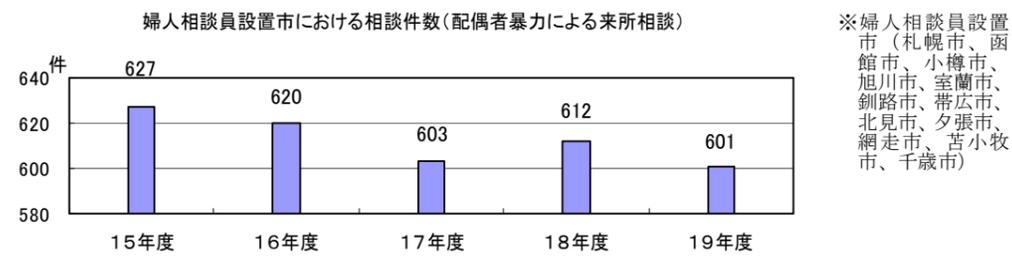
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

図11



(資料出所：札幌法務局)

図12

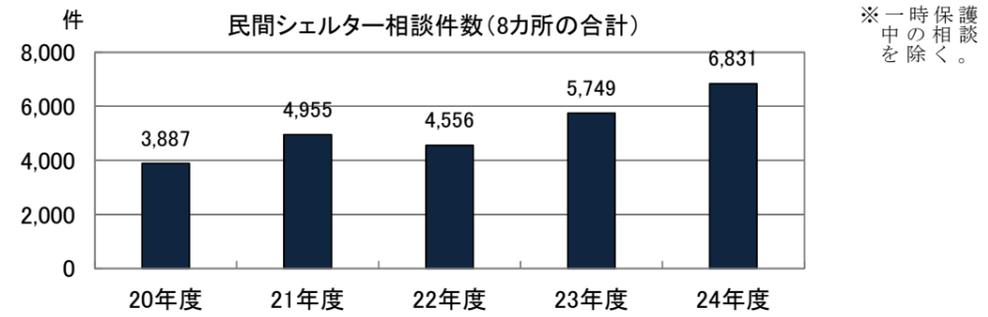


(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

改正【第3次計画】案

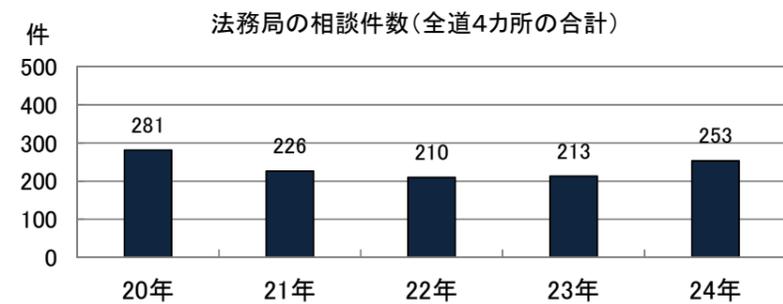
摘要

図10



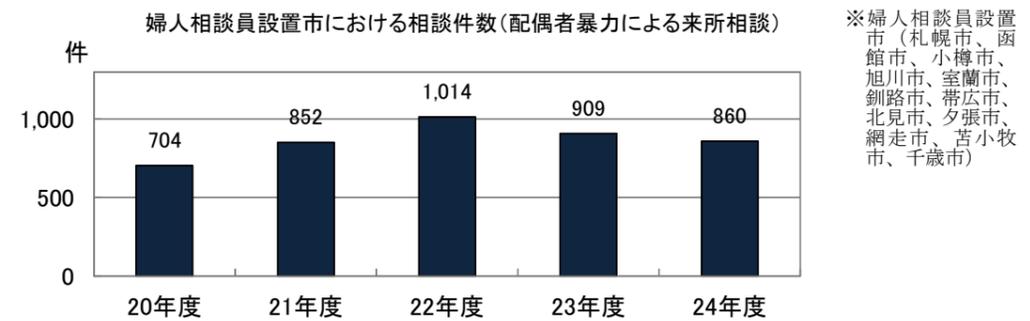
(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

図11



(資料出所：札幌法務局)

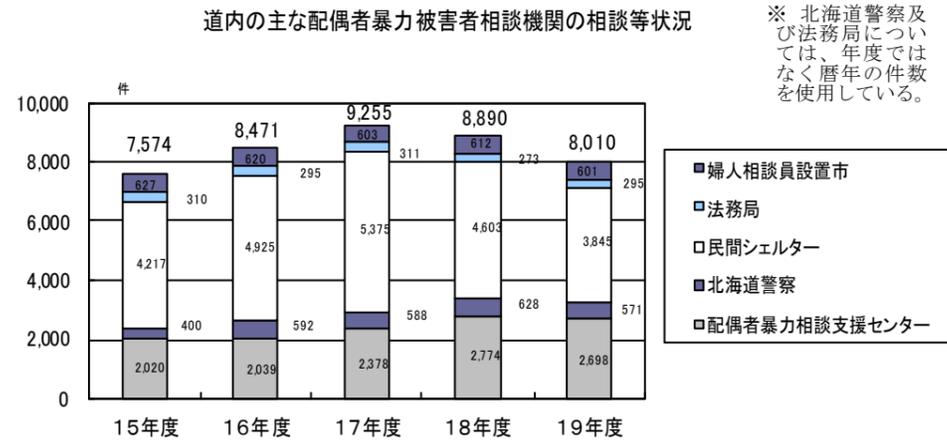
図12



(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

現行【第2次計画】

図13（参考）※ 図8から図12までを合計した件数。

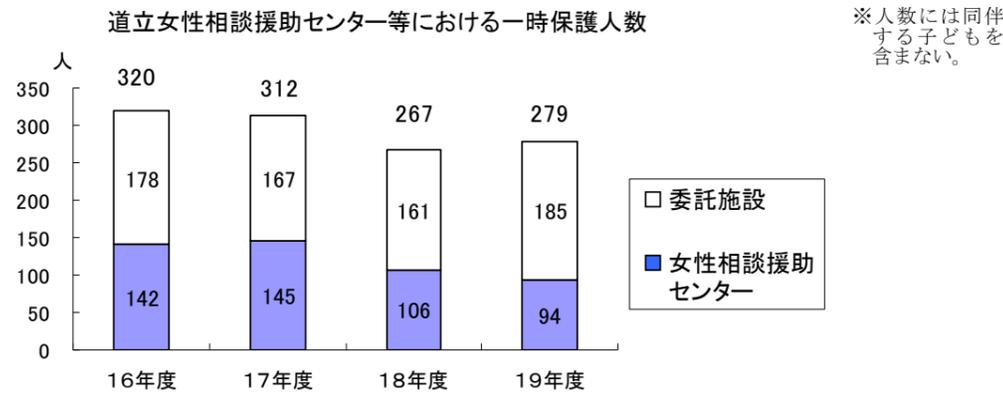


※ 北海道警察及び法務局については、年度ではなく暦年の件数を使用している。

b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設3ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、図14のとおり、平成19年度は279人で、前年度に比べ4.5%増加しています。

図14



※人数には同伴する子どもを含まない。

(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

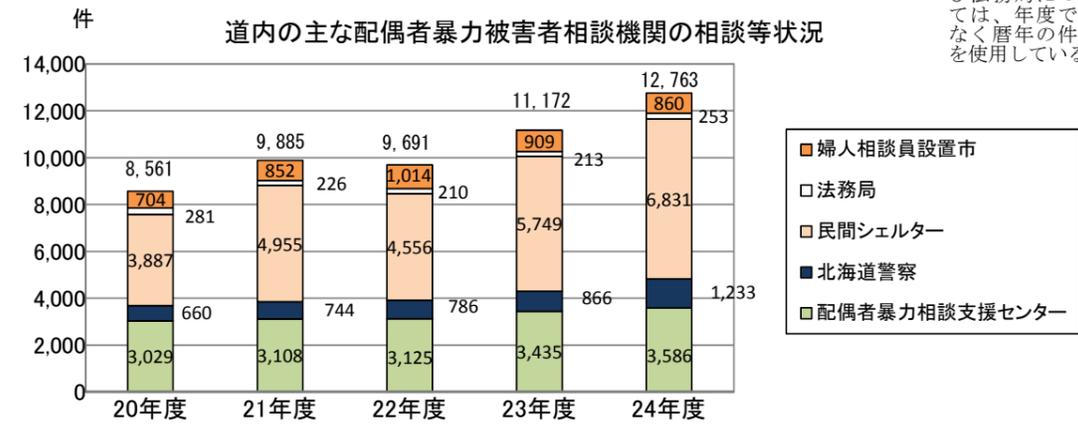
平成19年度の一時保護入所者279人の年齢別の状況は、30代を頂点とする山なりを描いており、10代も一人います。(表3)

また、世帯類型でみると、単身者は126人、子ども連れは、153人となっており、半分以上は子どもを同伴している状況となっています。(表4)

一時保護入所の依頼についての経路別 (平成19年度) では、警察関係が最も多く97人(28.7%)、他の相談機関や本人自身が次いで多くなっています。(表5)

改正【第3次計画】案

図13（参考）※ 図8から図12までを合計した件数

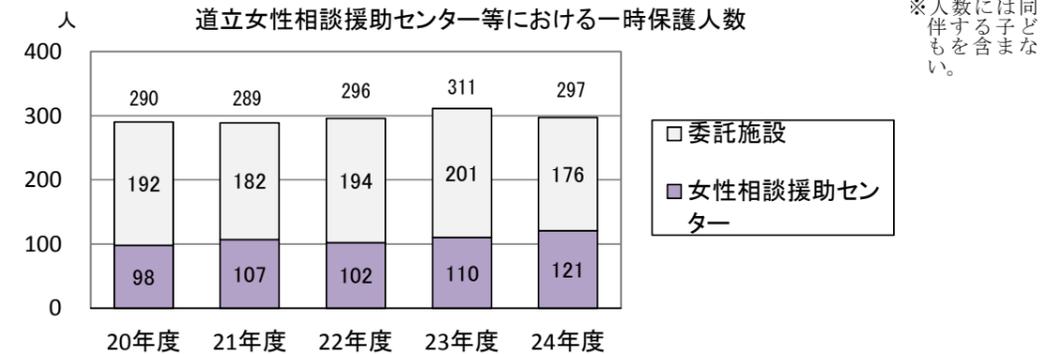


※ 北海道警察及び法務局については、年度ではなく暦年の件数を使用している。

b 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設3ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、図14のとおり、平成24年度は297人で、前年度に比べ14名減少しています。

図14



※人数には同伴する子どもを含まない。

(資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課)

平成24年度の一時保護入所者297人の年齢別の状況は、従前どおり30歳代を頂点とする山なりを描き、20歳から40歳代で約75%を占めています。

一方、平成19年度には1人だった10歳代の一時保護者が13名となり、若年のDV被害者が増加しています。(表3)

また、世帯類型でみると、単身者は114人、子ども連れは、183人となっており、6割以上は子どもを同伴している状況となっています。(表4)

一時保護入所の依頼についての経路別 (平成24年度) では、警察関係が最も多く104人(35.0%)、他の相談機関(21.2%)や市の婦人相談員(19.5%)が次いで多くなっています。(表5)

現行【第2次計画】

表3 配偶者からの暴力被害者の年齢別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	総数
女性相談援助センター	0	0	23	35	13	14	9	94
委託施設	0	1	45	51	37	25	26	185
合計	0	1	68	86	50	39	35	279
(%)	(0.0)	(0.4)	(24.4)	(30.8)	(17.9)	(14)	(12.5)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

表4 配偶者からの暴力被害者の世帯類型別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	単身者等	子ども連れ	総数
女性相談援助センター	43	51	94
委託施設	83	102	185
合計	126	153	279
(%)	(45.2)	(54.8)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

表5 配偶者からの暴力被害者の経路別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他県の婦人相談所	市の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	縁故者・知人	その他	総数
女性相談援助センター	9	39	0	0	22	7	15	0	0	0	1	1	94
委託施設	53	41	2	0	6	12	54	0	1	0	3	13	185
合計	62	97	2	0	28	19	59	0	1	0	4	9	279
(%)	(22.2)	(28.7)	(0.7)	(0.0)	(10.0)	(6.8)	(24.7)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(1.4)	(5.0)	(100.0)

※ 他の相談機関には、支庁、町村、シェルター等を含む。

（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

表6 配偶者からの暴力被害者の地域別一時保護状況（平成19年度実績）

（単位：人）

区分	札幌市	石狩支庁	渡島支庁	檜山支庁	後志支庁	空知支庁	上川支庁	留萌支庁	宗谷支庁	網走支庁	胆振支庁	日高支庁	十勝支庁	釧路支庁	根室支庁	道外	住所不定者	総数
女性相談援助センター	54	7	3	0	5	8	2	1	0	3	5	0	3	1	0	2	0	94
委託施設	16	4	49	1	0	3	20	1	0	15	40	3	17	5	1	10	0	185
合計	70	11	52	1	5	11	22	2	0	18	45	3	20	6	1	12	0	279
(%)	(25.1)	(3.9)	(18.6)	(0.4)	(1.8)	(3.9)	(7.9)	(0.7)	(0.0)	(6.5)	(16.1)	(1.1)	(7.2)	(2.2)	(0.4)	(4.3)	(0.0)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部生活局参事）

改正【第3次計画】案

表3 配偶者からの暴力被害者の年齢別一時保護状況（平成24年度実績）

（単位：人）

区分	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	総数
女性相談援助センター	0	6	30	36	24	7	18	121
委託施設	1	6	37	51	44	10	27	176
合計	1	12	67	87	68	17	45	297
(%)	(0.3)	(4.0)	(22.6)	(29.3)	(22.9)	(5.7)	(15.2)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

表4 配偶者からの暴力被害者の世帯類型別一時保護状況（平成24年度実績）

（単位：人）

区分	単身者等	子ども連れ	総数
女性相談援助センター	55	66	121
委託施設	59	117	176
合計	114	183	297
(%)	(38.4)	(61.6)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

表5 配偶者からの暴力被害者の経路別一時保護状況（平成24年度実績）

（単位：人）

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他県の婦人相談所	市の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	総数
女性相談援助センター	3	50	0	0	46	6	14	0	1	1	0	0	0	121
委託施設	37	54	1	0	12	7	49	1	6	0	0	1	8	176
合計	40	104	1	0	58	13	63	1	7	1	0	1	8	297
(%)	(13.5)	(35.0)	(0.3)	(0.0)	(19.5)	(4.4)	(21.2)	(0.3)	(2.4)	(0.3)	(0)	(0.3)	(2.7)	(100.0)

※ 他の相談機関には、振興局、町村、シェルター等を含む。

（資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

表6 配偶者からの暴力被害者の地域別一時保護状況（平成24年度実績）

（単位：人）

区分	札幌市	空知総合振興局	石狩総合振興局	後志総合振興局	胆振総合振興局	日高総合振興局	渡島総合振興局	檜山総合振興局	上川総合振興局	留萌総合振興局	宗谷総合振興局	林-十勝総合振興局	十勝総合振興局	釧路総合振興局	根室総合振興局	道外	住所不定者	総数
女性相談援助センター	72	11	13	5	6	2	2	0	2	0	0	2	0	3	1	2	0	121
委託施設	11	6	3	2	44	4	53	4	5	0	0	11	15	10	1	7	0	176
合計	83	17	16	7	50	6	55	4	7	0	0	13	15	13	2	9	0	297
(%)	(27.9)	(5.7)	(5.4)	(2.4)	(16.8)	(2.0)	(18.5)	(1.3)	(2.4)	(0.0)	(0.0)	(4.4)	(5.1)	(4.4)	(0.7)	(3.0)	(0.0)	(100.0)

※ 人数には同伴する子どもを含まない。

（資料出所：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

現 行【第2次計画】

改正【第3次計画】案

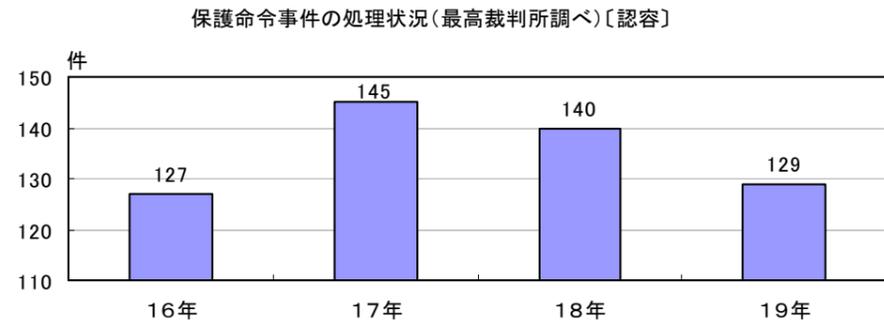
摘 要

c 保護命令

道内の保護命令事件の処理件数については、図15のとおり、平成19年は129件で、法施行後（平成13年10月）からの累計は、750件になっています。

また、保護命令に違反して検挙された数は19件です。（法施行後～平成19年12月末まで）（北海道警察本部調べ）

図15



※ 認容（保護命令発令）には、一部認容の事案も含む。（資料出所：最高裁判所）
 ※ 道内地方裁判所（本庁・支部）の合計。

d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は、表7のとおり、平成12年から急増しており、平成19年は89件で前年に比べ1件（1.1%）減少しています。

夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力についてみると、殺人、傷害及び暴行の検挙件数は84件で、前年と同数となっています。

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどが女性です。

表7 道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

（注：内縁関係にある者を含む。）

（件）

区分	年次	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
殺 人		42	41	48	43	42	39	45	38	49	44
	うち配偶者	6	4	10	7	6	8	12	7	8	7
	うち夫によるもの	3	2	6	5	3	7	3	4	6	5
傷 害		798	709	906	946	947	997	832	787	780	750
	うち配偶者	15	24	48	64	58	69	58	46	56	55
	うち夫によるもの	12	18	46	64	55	63	55	44	52	52
	うち傷害致死	4	4	0	7	10	3	4	2	6	3
	うち配偶者	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0
うち夫によるもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
暴 行		241	223	359	303	241	358	398	385	524	628
	うち配偶者	1	6	6	13	13	15	11	15	26	27
	うち夫によるもの	1	6	6	6	11	15	9	9	26	27
合 計		1,081	973	1,313	1,292	1,330	1,394	1,275	1,210	1,359	1,422
	うち配偶者	22	34	64	84	77	92	81	68	90	89
	うち夫によるもの	16	26	58	82	69	85	67	63	84	84

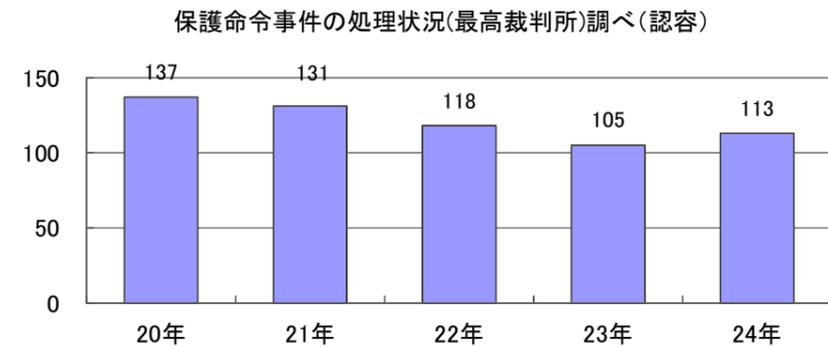
※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。（資料出所：北海道警察本部）

c 保護命令

道内の保護命令事件の処理件数については、図15のとおり、平成24年は113件で、法施行後（平成13年10月）からの累計は、1,354件になっています。

また、保護命令に違反して検挙された者は34件です。（法施行後～平成24年12月末まで）（北海道警察本部調べ）

図15



※ 認容（保護命令発令）には、一部認容の事案も含む。（資料出所：最高裁判所）
 ※ 道内地方裁判所（本庁・支部）の合計。

d 配偶者による暴力事件

道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は、表7のとおり、年々増加傾向にありますが、特に平成24年は202件で、前年に比べ90件（80.4%）増加しています。

そのうち、夫の妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力による検挙件数が187件で、前年に比べ85件（83.3%）増加しており、被害者のほとんどが（92.6%）女性となっています。

表7 道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

（注：内縁関係にある者を含む。）

（件）

区分	年次	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
殺 人		39	45	38	49	44	43	36	34	34	47
	うち配偶者	8	12	7	8	7	11	5	8	8	14
	うち夫によるもの	7	3	4	6	5	6	2	4	4	10
傷 害		997	832	787	780	750	588	581	606	610	678
	うち配偶者	69	58	46	56	55	61	59	63	69	94
	うち夫によるもの	63	55	44	52	52	56	56	61	65	91
	うち傷害致死	3	4	2	6	3	3	1	4	3	3
	うち配偶者	0	1	0	0	0	1	0	3	1	1
うち夫によるもの	0	0	0	0	0	1	0	3	1	1	
暴 行		358	398	385	524	628	781	650	573	628	791
	うち配偶者	15	11	15	26	27	45	27	30	35	94
	うち夫によるもの	15	9	9	26	27	41	26	30	33	86
合 計		1,394	1,275	1,210	1,359	1,422	1,412	1,267	1,213	1,272	1,516
	うち配偶者	92	81	68	90	89	117	91	101	112	202
	うち夫によるもの	85	67	63	84	84	103	84	95	102	187

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。（資料出所：北海道警察本部）